

令和7年1月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注 発言の内容については、その要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は、個人情報に関すると思われる部分等について
では、○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年1月10日（金曜日） 午後3時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1番 園田 恭子	2番 江藤 徳幸	3番 繁田 郁子
4番 藤本 太一	5番 小野 文隆	6番 武石 俊一
7番 安藤 慎八（会長）		

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 (欠席)	2番 長尾亀世美	3番 (欠席)
4番 (欠席)	5番 藤原 善和	6番 (欠席)
7番 石井由美子	8番 藤本 哲朗	9番 (欠席)
10番 帆足 智己	11番 松方 洋一	12番 柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について
報告第1号 農用地利用集積等促進計画について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(相続)
報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	井村 剛秀	主幹（統括）	梅木 嘉子
主幹	鶴窪 秀夫	主査	樋口 亜衣子

7.会議の概要	
事務局長	お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。 ただ今より令和7年1月定例総会を開催します。 では、着席して進めさせていただきます。 では、安藤会長あいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)

事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>農業委員定数7名に対して、7名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。</p> <p>次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。</p> <p>また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。離席する場合は議長の許可をもらってください。</p> <p>それでは、議長の選出ですが、玖珠町会議規則第4条の規定により会長が議長となります。</p> <p>以後の議事の進行につきましては、安藤会長よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>本日の議事録署名人の指名ですが、1番園田委員、2番江藤委員、よろしくお願ひします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見をお願いします。それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>お疲れさまです。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請です。議案集1ページをお開きください。</p> <p>番号1番 大字岩室字五行塚○○○番外4筆です。登記簿地目は田で、合計面積は、5, 127 m²です。申請者及び譲受人は、大字○○の○○○○さんです。土地の譲渡人は、○○の○○○○さんです。</p>
事務局	<p>権利の種別は、賃貸借です。担当委員は、1番委員さんです。</p> <p>番号2番 大字戸畠字中釣○○○番○です。登記簿地目は田で、面積は、604 m²です。申請者及び譲受人は、大字○○の○○○○さんです。土地の譲渡人は、○○の○○○○さんです。</p> <p>譲渡目的は贈与です。担当委員は、1番委員です。</p> <p>以上です。</p>

議長	それでは担当委員の説明ですが、番号1と番号2を1番委員お願いします。
1番委員	<p>それでは、番号1の調査報告をいたします。</p> <p>12月18日、申請者の○○さんの奥様と推進委員と現地の立会いを行いました。土地の所在は県道○○線を○○集落側に入った所に位置しています。水稻を中心とした専業農家の譲受人が取得し耕作する計画です。現況は田で稻作を計画しています。権利の内容は賃貸借権の設定で、譲渡人が遠方である事情で、権利の移動です。譲受人の通作距離は500mで耕作可能です。譲受人の経営農地は全てで7反程度で、耕作管理されており農機具の所有状況はトラクター、コンバイン、田植機などで、農業従事者は本人です。また、○○ダムの井路も問題なく、取得後の耕作に問題ありません。</p>
1番委員	<p>続きまして番号2の調査報告をいたします。</p> <p>12月21日、申請者の○○○○さんと推進委員と現地の立会いを行いました。国道○○○号線○○三差路から西に100m先に位置しています。稻を中心とした兼業農家の譲受人が取得し耕作する計画です。現況は田んぼで稻を作付けします。権利の内容は贈与、所有権の移転です。譲渡人が大型機械しか持たず農道幅がないため不都合があることを理由に権利の移動となりました。譲受人の経営農地は全て耕作管理しており、農機具の所有状況はトラクター、田植機などです。農業従事者は夫妻と子供です。取得後の耕作に問題はありません。以上報告を終わります。</p>
議長	推進員さん補足があればお願いします。
推進委員	特に問題となるものはありません。
議長	<p>無いようでしたら採決します。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
6番委員	合意解約についての記載について、5ページとの記載が違っている点について、説明をお願いします。

	<p>で、2月に着工し、令和8年1月末までに完了する予定です。</p> <p>土砂の流出又は崩壊その他の災害の発生、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはありません。過去に農地法違反の該当はありません。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
議長	<p>推進委員さん補足があればお願ひします。</p>
推進委員	<p>はい、この件につきましては、〇〇〇、〇〇さんが早く申請を出していなかった。12月始めの頃から工事を始めている。要するに事前着工なんです。現地立会の時になぜ先に申請を出していないのかと尋ねたところ、始末書は出している。始末書を出しているだけで通るのか。今からこういったことが出てくるんじゃないか。ただ始末書が出ているからということで通すのか。事務局も一つはそのあたりを考えておいてもらいたい。そういうことで、現地で〇〇〇側に強く意見を申し上げたんですけど。今までこういったことが何回もあったと思うが、玖珠町を馬鹿にしているのではないか、農業委員を馬鹿にしているのではないか、と感じています。現場では、急ぐからつい先にやってしまった。そして、始末書を提出しました。ということでした。</p> <p>申請内容への意見はないですが、始末書での対応について、もう少し事務局側が考えていただきたいと思います。</p>
議長	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>始末書のことについて、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 事務局	<p>この案件では、申請前・許可前に重機が現地に入って、あたっています。現地ですが、町道に面しているところが宅地地目で、その奥側が申請農地です。宅地地目部分に雑木が生い茂っていたことから伐採作業を先行して行っていたとのことでした。目的としては地盤調査のための機械を搬入するための作業でしたが、現地作業者から申請地側の除草も同時期に行いたいと、受託業者に相談があり実施したと経緯を聞いています。伐採作業としては11月25日から29日の期間に重機で伐採作業を行い、地盤調査を12月6日に行</p>

	ていることを報告していただいている。受託業者としては、この判断、指示が誤っていたとの認識があり、始末書の提出を頂いています。
議長	今回重機で作業した範囲はどこですか。
事務局	申請の農地2筆が南北にありますが、北側の農地が該当すると思われます。
4番委員	耕作しなくなつてからどのくらい経つのでしょうか。
推進委員	約2年前までは耕作していました。
6番委員	推進委員さんから、業者側は時間がないから作業をしたと説明があったが、始末書を提出しさえすれば許されると簡単に考えられたら困る。昔から始末書で済まされていることもどうかと思う。本来、現状復旧じゃないか。玖珠町は以前から緩く対応していると思っている。○○○はまだ厳しい。軽く見られている。農業委員会がいることになる。形だけになる。委員会の存続意義がない。いつかの段階で、考えた方がいい。
事務局	農業委員会を軽視しているとの意見については、推進委員さんからもお話をありがとうございましたが、決してそうではありません。 この案件については、農地の表土を剥いでしまっていますが、この状態が転用行為になるのかどうなのかも判断の一つと思います。建築物が建っていない、下を張っていないなど農地として、復旧が容易と判断できるかどうかもあると思います。
6番委員	表土を剥いでしまったら、農地じゃなくなるのでは。
4番委員	順番が間違っている。順番さえ守っていれば問題はなかった。
事務局	会社としても、許可前の作業については、指示ミスもあり大変反省しているとして、事務局に断りと経緯の説明に来庁しております。事業の実績が数多くある業者でありながら、今回のような件が発生

	していることは、手順の間違いであり、委員会を軽視しているということではないことを申し添えたいと思います。
事務局	確かに、事前着工は問題がありますが、始末書を提出してもらい、以後ないように注意喚起し、申請内容を審議することが現状の手続きの方法としてありますので、これを受けず審議しないことは、申請者側からの異議が発生することにもなると思います。
事務局	業者側には、事務局からも注意喚起を行います。
議長	<p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、皆さんの意見を集約しますと採決保留の扱いとして、農業委員会として、申請者側に再度委員会で説明を求めたい。</p> <p>次回、委員会に出席をいただき説明を伺う方針で良いですか。</p>
事務局	県にも対応について助言をもらって、次回2月の定例会若しくは1月中に臨時の会を開催しての対応のいずれかで、調整することによろしいでしょうか。
議長	次に、議案第3号 農用地利用集積計画について、事務局説明をお願いします。
事務局	<p>議案第3号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。</p> <p>別冊の議案書の最後のページ5ページをご覧ください。</p>
事務局	<p>すべて 新規の設定です。</p> <p>3年から5年の 件数が4件で、面積19, 469m²です。</p> <p>6年から9年の 件数が1件で、面積1, 818m²です。</p> <p>10年以上の件数が3件で、面積は、9, 065m²です。</p> <p>合計件数は8件、合計面積30, 352m²です。以上です。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。</p> <p>無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される農業委員は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長	<p>全員承認です。議案第3号は原案のとおり承認されました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。</p> <p>引き続き、報告事項について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局 報告事項)</p> <p>報告事項に移らせていただきます。</p> <p>報告第1号 別冊の農用地利用集積等促進計画をお開きください。同計画は、農地中間管理機構による契約について、農業委員会の意見聴取を行うものです。詳細は、ご一読ください。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による相続による所有権移転が4件提出されております。詳細は、ご一読ください。</p> <p>報告第3号 農地法第18条による合意解約通知書が2件出されております。詳細は、ご一読ください。以上で議案の報告を終わります。</p> <p>続きまして、協議・連絡事項について、補足説明いたします。</p>
議長	<p>(資料に沿って説明)</p> <p>以上で、すべての報告事項を終わります。</p> <p>協議、連絡事項について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、以上をもちまして、玖珠町農業委員会1月定例総会を閉会します。</p>